

教 育 委 員 会 会 議 錄

平成28年10月13日（木）午後1時30分 開会
午後3時27分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、佐藤元英委員、岩月慎自委員、松本真理子委員、則竹伸也委員
廣美里委員

3 説明のため出席した職員

岡田信事務局長、後藤由紀夫次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
永井勇一生涯学習スポーツ監、磯谷和明総合教育センター所長、山本雅夫総務課長
橋本礼子教育企画課長、山崎穂高財務施設課長、横井英行教職員課長
山崎眞澄福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、吉田伸一特別支援教育課長
霧池恵量保健体育スポーツ課長、野村均文化財保護室長、黒沢正行健康学習室長
稻垣直樹総務課主幹、中田勝徳総務課主幹、小林整次教職員課主幹
小島寿文高等学校教育課主幹、稻垣宏恭教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項1 平成28年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項2 平成29年春の叙勲候補者選考の代決について、報告事項3 平成28年度愛知県教育表彰被表彰者について、報告事項6 愛知県教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分について及び報告事項10 平成28年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 平成28年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 平成29年春の叙勲候補者選考の代決について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 平成28年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項

の規定により、会議録は別途作成。

(4) 第10回愛知県教育委員会教職員表彰式の開催について

横井教職員課長が、第10回愛知県教育委員会教職員表彰式の開催について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

毎年、優秀な教員が表彰されるということは、教育委員としてうれしく、こうした教員が愛知県の教育を支えていただいている。とかく不祥事に関してはマスコミに取り上げられるが、こういった優秀な教員が愛知県の教育を支えているということが、新聞やマスコミで目にしたことがない。どのように広報しているのか。

(横井教職員課長)

御指摘のとおりであり、一部の非違行為を起こした職員ではなく、こういったたくさんの優秀な教員がいるということをPRしたい。

昨年度、記者クラブに働きかけて、小さい記事ではあるが某紙に載せていただいた。やはり名前が載ることが重要であり、今年はもう少しアピールをして、名前まで載せてもらえるように記者に働きかけを行いたい。

また、地方版に地元の教員を載せていただくことができないか働きかけをしているが、結果はまだわからない。

(松本委員)

現場の先生の励みとなるので、ぜひ、広報についてお願いを申し上げたい。

(5) 愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について

横井教職員課長が、愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

特別支援学校教諭は、採用予定人員120人に対し589人が志願しているが、当該受験者は特別支援学校教諭免許を保有しているのか。また、志願者の保有率を教えてほしい。

(横井教職員課長)

現在の教育職員免許法において、特別支援学校の教員については、基本は特別支援学校教諭免許とともに小学部であれば小学校の教諭免許、中学部であれば中学校的教諭免許を持っていなければならない。

ただし、当面は、特別支援教育の免許がなくてもよいという規定になってしまっており、志願者の中でも特別支援学校教諭免許を持っていない者が相当数いるという現状になる。

保有率については、今年度の志願者のうち、同免許を保有していたものは32.2%、そのうち合格した者の保有率は、29.2%であった。

(岩月委員)

小中学校教諭の受験者の特別支援学校教諭免許の保有率はどうか。

(横井教職員課長)

昨今は、小中学校にも特別支援教育が必要な生徒がいる。中央教育審議会の答申でも特別支援学校教諭免許を保有していた方が望ましいとされている。

県も採用試験の中で、小中学校を受験する者で、同免許を持っている者については、1次試験で有利になるような取り計らいを行っている。

質問の回答として一致するかどうかはわからないが、特別支援教育に関する特別選考の受験者のうち、小学校の教諭の区分では76人が志願し、23人が合格している。中学校については11人が志願し、1人が合格している。これらの者は、間違いなく免許を保有している。

それ以外でも、同免許を保有しているが、通常の試験で受けている者もあり、保有者はもう少し多いと考えられる。

(岩月委員)

小中学校にも特別支援学級がある。通常学級にも発達障害など様々な障害をかかえている子どもたちがいる。これらの学級において特別支援に対する理解が求められるのは当然のことであるが、特別支援学級を担任する教員が、特別支援学校教諭免許を保有していない小中学校は非常に多い。同免許の保有者が、小中学校にも増えてほしいと切に希望している。

なかなか難しい問題もあると思うが、一部保有者に対する優遇もしているという話もあった。今後も特別支援について十分な勉強を積んでいる教員が少しでも現場に増えるように、ぜひ努力をしてほしい。

- (6) 愛知県教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (7) 平成29年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について
柴田高等学校教育課長が、平成29年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

今年は、十分な時間をとり、教科用図書の採択が行われたということで、感謝している。

それぞれの学校で適切な教科書を選んでいただいたと思うが、一つ不思議に思うのが、使用希望率である。例えば、国語でいうと目録搭載数が多い教科書であっても100%にかなり近い。国語総合で言うと、24の目録搭載された教科書のうち、23の教科書がどこかの学校で採択されているということになる。

それを教科書の採択の年度ごとにやっているとすると、例えば、A校で今

年は、アという会社を採択し、次の年は教員が変わり十分に検討したら、イという会社となったというようなことが、かなり起ころのではないかと思うが、いかがか。

(柴田高等学校教育課長)

義務教育の教科書の採択の感覚と、高等学校の採択とは感覚が違うと思っている。高等学校の場合は、まず、目の前にいる生徒の実情に応じて選定している。例えば、A校、B校、C校と並んでいた場合、実情はそれぞれの高校でかなりの違いがある。その実情に応じて教科書を選んでいくと、国語総合で言えば24の目録搭載された教科書があつて、A校では、アという会社、B校は、イという会社と、学校によってばらけてくるという感覚を持っている。

もちろん毎年選定されるので、毎年採択される教科書が変わっていく可能性はあるが、やはり、このような生徒が入学するということが長年の生徒募集や授業をやっているとある程度見えてくることもあり、この学校の場合はこの教科書ということに、ある程度決まることになる。ただし、学校ごとに実情が違うため、ばらけていくものと認識している。

(岩月委員)

そういう認識なら良いと思うが、採択の度に教科書が変わるとなると、子どもにも戸惑いがあると思うし、教える先生にとっても教材研究が膨大になるので大変だと思い伺った。適切に採択をされたということなので、教科書を有効に使って授業を進めていただきたい。

(8) 県立高等学校の統合にかかる構想策定について

柴田高等学校教育課長が、県立高等学校の統合にかかる構想策定について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

新城有教館高校が開校して1、2年目に作手校舎に入学した生徒は、まずは新城東高校の生徒として入学することとなり、3年生になった際に新城有教館高校の作手校舎の生徒となるということでよいか。

(柴田高等学校教育課長)

この作手校舎の生徒に関しては、最初は新城東高校の生徒として入る。資料に記載のとおり、平成33年度に新城東高校に転入して新城有教館高校の生徒となる。

(廣委員)

入学と卒業で高校名が変わるので。

(柴田高等学校教育課長)

入学した学校で卒業するという事が大原則であるが、この場合、転入するという形で、新しい学校の卒業生となるということである。

(廣委員)

作手校舎で高校生活を送る生徒は、遠隔地にあるから1、2年生は新城東高校という名前で、3年生になったら新城有教館高校となるということか。
(柴田高等学校教育課長)

遠隔地にあるというよりも、作手校舎が本校に所属している分校だからである。

(岩月委員)

新城東本校の募集を停止するということであるが、一般の方はそれが分かりにくい。もう一つ分かりにくいのは、総合学科になるということである。

いろいろな人から聞くと、普通科を残してほしいという気持ちがかなり強いと伺っている。そういう中で、文理系と専門系を作りますよ、と言っているが、この場において説明を聞けば分かるが、それを地元の人々へどうアピールしていくかということが重要となる。そのあたりについては、どのように広報するつもりでいるのか。

(柴田高等学校教育課長)

このあと、マスコミ等も含めて広く広報していく予定である。直接的には、現在の中学生が関わってくるが、中学2年生にしても、自分の後輩がどうなるかということが気になると思われるため、教育委員会としては、まず、中学校の校長、進路指導担当教員等に対し、この秋に説明会を実施していく。

また、普通科についての要望がかなり強いという話があったが、それは、こちらも強く意識している。それを最大限踏まえた形で、文理系と専門系として入口の部分を分けることとした。普通科という言葉がないということで分かりにくいということであるが、地元の意向を最大限受け止めて、この形としたという説明も、説明会等を通じてあらゆるところでていきたい。

(廣委員)

作手校舎に入学する新城有教館高校1年生は、転入ではなく、本校に入学する1年生と同じように、新城有教館高校の生徒として入学することができないのか。

(柴田高等学校教育課長)

今の段階では、資料の表どおりの形と考えている。ただし、委員が御指摘になったことが可能なのか、不可能なのかという点については、一度、検討させていただきたい。

(佐藤委員)

私は、豊橋南高校の4回生であるが、1回生の先輩は、時習館の赤羽根分校の芥川校舎に入って、豊橋南高校の1回生として卒業しているので、多分、従来の例を踏まえて言われているのだと思う。新しく検討されるということなのでそうされれば良いのではないかと思うが、卒業生としてはそんなに抵抗はなさそうだと感じている。

もう一つ、東三河から出ている教育委員として言うが、これで奥三河の高校が1校になる。そうすると、豊根村の子どもたちも、東栄町の子どもたちも、田口の子どもたちも実際に家から通う学校という選択肢が少なくなつて

しまう。岩月委員が言わされたように、新城のこの学校に対して、進学校も残してほしいという要望が聞こえてくるのはもっともある。

東三河で2番目に古い新城高校、奥三河という地域を支える人材を輩出してきた新城東高校の二つが一緒になるという意味合いでなく、奥三河の子どもたちを幅広い子どもたちをカバーできるということで、苦心の末の結論ということはよく理解している。

そこで子どもたちの選択肢に幅ができる新しい取組をするわけであり、愛知県においてもかなり挑戦的のことであると思う。これから全国でも出てくるのではないか。少子化で、こういう愛知県のような都市部でも、周辺にあるような地域の高校のモデルとなるように、学科の内容や、地域の思いを反映し、最初に決めたから、ということではなく柔軟に対応して、やりながら。早くベストな状況にしてほしい。

(岩月委員)

先ほど、どのように知らせていくかということを伺ったが、制度が変わって西三河からも受けられるようになった。それだけに、今までだと二群に分かれていたので、東三河だけを広報すればよかったが、今度はそういうわけにはいかないので、そういう意味では丁寧な説明が求められるのではないか。

併せて、今まで初めてのことではないかと思うが、総合学科で募集も別枠、試験も別枠ということは、少しイメージが湧かないで説明してほしい。

(柴田高等学校教育課長)

愛知県においては、この形が初めてである。全国を調べてみたが、福島県に一つ、総合学科において、推薦入試の入口を変えて募集するところが見つかった。一般入試を含めて入口を変える総合学科は、他には聞いていない。したがって、全国では初めてではないかと考えている。

1年生では、総合学科を語る上で必ず出てくる「産業社会と人間」という科目を2単位最低限学ぶことがあるが、生徒の生き方や進路などを考えさせる授業である。それを1年生で学んだ上で、2年生から系列に分かれしていく。それが今までの総合学科の基本的な形である。

ただし、今回は入口を分けるので、文理系については普通科として大学等への進学を意識したカリキュラムを1年生からやっていく、しかし、文理系で入学したが、環境や農業に興味を持つ生徒も当然出てくると思う。その逆もあると思う。高校生が必ず学ばなければならない必履修科目は、1年生で主に学ぶ。その学習を終え2年生、3年生という形で進むときに、自分のやりたいことを決めて、進路を考えた上で選んでいく。その時に、文理系で入学しても専門系の系列に進むこともできるようにする。逆もできるようになる。新城地区に1校しかなくなるため、幅広い層の生徒が集まるだろうという意見が佐藤委員からあったが、総合学科の科目選択が自由だという利点を生かし、様々な生徒に対応できるようにということで、単純に普通科と専門学科を併置するのではなく、総合学科としたものである。

よって、1年生から2年生、2年生から3年生に進むにつれて、自分の学

びたい科目を選択できるようにしていく。大学等への進学という方向に進みたいのであれば、そういった科目を多く履修し、農業や商業などの専門的なことを学んでいきたいのであれば、そうした科目が多く学べるような柔軟性を持たせ、入口を分けることによって、幅広い生徒をカバーし、さらに科目選択の幅を広げることによって様々な生徒に対応できる形を作っていくというコンセプトで考えた案である。

(岩月委員)

確認だが、文理系の定員が何人、専門系の定員が何人という募集になるのか。

(柴田高等学校教育課長)

お見込みのとおり、定員を分ける。

(松本委員)

今の説明だと、1年生で幅広く「産業社会と教育」など同じ科目を学ぶので、2年生はそれぞれ好きな所へいけるということなのか。

(柴田高等学校教育課長)

共通の科目と申し上げたのは、全ての高校生が必ず学ばなければならない科目が必履修科目のことである。それを主に1年生でかなりの割合でやるという意味で申し上げた。

先ほど申し上げた「産業社会と人間」などの科目についても、共通して学ぶものである。こうした共通の科目をやりながらも文理系については普通科に近い科目が多い。それに対して、専門系は農業の基本的な科目を1単位や2単位程度、商業なら商業の基本的な科目を1単位なり2単位なり、含めて学んでいく。共通という意味は、必履修科目を学ぶことと、「産業社会と人間」などを、文理系、専門系ともに共通して学んでいくことである。

(松本委員)

そうすると、専門系で入った生徒が、例えば食農サイエンスの基礎を学んだ場合、文理系で入った生徒が2年生で食農サイエンス科に転科したい、その時にこの1年生の時にやった食農サイエンス科は、単位選択制のような形で、2年生の時に補うという形となるのか。

(柴田高等学校教育課長)

2年生で系列が分かれたときに、1年生で学ばなかつた科目について選択できる形にすることは可能である。それが総合学科の良さである。

- (9) 県立犬山高等学校及び県立幸田高等学校の普通科コースの廃止について
柴田高等学校教育課長が、県立犬山高等学校及び県立幸田高等学校の普通科コースの廃止について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

両校の情報活用コースのここ数年の希望者数は分かるか。

(小島高等学校教育課主幹)

今春の数値で言うと、犬山高校の情報活用コースは推薦入学と一般入学とに分かれているが、推薦入学の際に情報活用コースを希望した生徒は5人、一般入学の際に希望した生徒は30人、最終的に犬山高校に普通科として合格し、情報活用コースと決定した生徒が16人であった。

幸田高校であるが、推薦入学の際に希望した生徒が8人、一般入学の際に希望した生徒は51人、最終的に幸田高校に普通科として合格し、情報活用コースに決定した生徒が36人であった。

(岩月委員)

情報活用コースの希望者がだんだん減ってきているという状況なら廃止は分かるが、資料を見た限りではそれが分からない。

普通科の情報コースと商業科というのが内容的に違うのではないかと思う。犬山高校に商業科があるといふものの、普通科において情報コース、いわゆる商業科に近い内容を学ぶのと、先ほどの新城の統合と同じだが、商業科でそれを学ぶのと違う。普通科で商業科のことを学べる良さがあったのが、むしろ廃止によって狭められるということが心配されるのではないか。

希望者が減っていれば、廃止も有り得るが、そうではなければ、廃止することは、子どもたちの行き場がなくなってしまうことにつながるのではないか。

幸田高校でいうと、全員が商業、家庭及び福祉などの専門科目に関する科目を学ぶように読み取った。それが正しいとすれば、説明していただいたように、幸田高校は情報活用コースの希望者がたくさんいるので、意味はよく分かる。廃止することによって生じる不利益を減らすべきだと考えると、犬山高校の廃止が良いのかと感じてしまうが、説明をお願いしたい。

(柴田高等学校教育課長)

コースの設置については、平成13年度から23年度までの再編整備実施計画で検討してきた。その後、各学校の校長あるいは担当者等に出席をしていただき、今後10年間のコースにおいて、どのような実績が上がったかということも含めて、様々な意見交換をさせていただいている。

これは、犬山高校だけでなく、コースを持っている学校全てにおいて行っている。そういう情報収集や検討を経て、学校ごとでそれぞれの特色をどう出していくかという観点から、普通科の情報活用コースが、それほど激減しているというわけではないが、それよりも商業科の総合ビジネス科の方が、学校経営や地域のニーズにマッチしているのではないかと考え、教育委員会として決定させていただいた。

(岩月委員)

商業科の中で、情報活用コースのような内容をやっていくために、商業科を総合ビジネス科に変えて、幅広いものにするということは理解できる。普通科について、情報活用コースを学んでいた子どもたちが総合ビジネス科に何の違和感もなく希望を持っていてくれれば問題ないのだが、普通科に、と思

っている子だとどうなのだろうかなと思う。

(荻原学習教育部長)

情報活用コースが平成14年度から導入されて、今、曲がり角にきてている。新しい学習指導要領が、平成15年度から変更となり、教科「情報」というものが盛り込まれた。教育委員会ではまず、教員を養成したり、パソコンを20台ずつ導入したりしてきた。当初は、パソコンを使うことを中心とした授業は、生徒にとって、関心・意欲を持って学習ができるということで、授業に興味を持たなかつた生徒も、興味を持って取り組んでいた。そういういた魅力を持っていた。現在は、普通科自体が教科「情報」以外にも、いろいろな授業でパソコンを使うようになり、普通科での授業と、情報活用コースでの授業との差別化が図れなくなった。

現在の情報活用コースをどうにかしなくてはいけないということで、普通科としてやっていくか、あるいは、専門学科に近づけていき、専門科目をもう少し増やしてさらに資格取得のできる総合ビジネスコースとしていくか、2つの道があり、最終的に後者を選んだということである。

(岩月委員)

いろいろな科目の勉強の中にも、情報教育が取り込まれている。それならそれでよいが、それぞれの学校で教員が、それだけパソコンを使って授業をなしうるか。全ての教科で、生徒たちもパソコンを前にして授業が受けられるかというと、それは難しいと思う。そのあたりを考えつつ、十分に情報活用について各科目に応じて触れていくように、教員が努力していかないと、せっかくやろうとしていた子どもたちの場を無くすという結果になりかねない。そうならないように現場に努力していただきなくてはいけないところかなと思う。ぜひ、よろしくお願ひしたい。

(佐藤委員)

15年前は、パソコンや情報などという名前だと、たくさんの生徒が集まった。今は、スマホの時代でニーズがなくなってしまった。そういう現状を考えれば、情報活用コースという名前で生き残っていくことはまず不可能と思う。

ただし、今までそういうコースがあったという利点を生かした普通科になつていかないと、犬山高校の特色がなくなってしまうので、同じ普通科ということではなく、今までの設備もあるので、そういうものを活用できる若手の教員を集めて、新しいことにトライするだとか、せっかくあった特色を生かした普通科になってほしい。

(廣委員)

今回、情報活用コースを10年間やって廃止するという話であるが、10年前にどれだけのコースがあって、どれだけ廃止されたか知りたい。

去年から、委員になって、2月に新しい推進計画ができたときに、高校の方で、いろいろなコースができるという話を聞いた。コースができると、設備投資など、いろいろと費用がかさむと思うが、10年でそれがなくなると

いうことが、費用対効果という点で見合っているのか。現場は環境を充実させ、それを活用できるようにするためにお金を使ってほしいという思いがある。10年で廃止ということが普通のことなのかどうかを含めて、コースのことを慎重に考えていくべきではないかと思うが、いかがか。

(柴田高等学校教育課長)

最初にコースを設置したのは平成14年度だが、情報活用コース、福祉実践コース、国際コミュニケーションコースという3つのコースを設置した。その年は、南陽、祖父江、日進、尾北及び豊田東高校に設置した。南陽高校はコースを設置した後、総合学科に改編している。コースはなくなったが、総合学科で生きている。祖父江高校は、今は杏和高校だが、やはり情報活用コースがあり、それが総合学科として発展した形となっている。日進高校については、現在も国際コミュニケーションコースがある。尾北高校については、国際教養科に改編している。豊田東高校は、国際コミュニケーションコースがあったが、それを一つの核にして総合学科になっている。このようにコースをできる限り次の形に生かすような方向で設置してきた。

先ほど荻原学習教育部長から話があったが、平成14年度の当時は、コースを設置することによって生徒募集がかなり増えた。それで、学校が活性化したという報告を多くの学校から聞いた。しかし、その後は曲がり角を迎えた。情報活用コースでは、なかなか人が集まらないという傾向が若干見え始めた時期に検討会議を行った。今回廃止するのは2校のみであり、それ以外は、次の段階に進む形で改編してまいりたいと考えている。10年で費用対効果があったのかという質問があったが、進んで廃止しているわけではない。学校や地域の状況を勘案しながら行っているところであるので、2校については、そういう事情であるということで御理解願いたい。

(松本委員)

今の説明で背景はよく分かった。今は、時代の流れが10年で大きく変わってしまうので、子どもたちのニーズに合わせてどんどん変わらなければならないところもあると思う。

コースの設置時に、時限的に見直すということはあるのか。例えば、5年、10年の見直しなどあるのか。大学などは、組織改編する際は時限をつけられるため、非常に厳しい。成果を出さないといけない。そういう時限がついた見直しなのか。時代に合わせて変えていくことは必要だと思うが、発展的な改編を是非目指していただきたい。

(柴田高等学校教育課長)

前の再編整備計画策定の当初は、10年で一度見直そうということは考えていた。

- (10) 平成28年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第4号 部活動全員参加見直しについての請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

部活動の強制参加ということが、一保護者としても大変気になったところではあるが、設楽町教育委員会はどのように考えているのか。また、愛知県全体の学校が部活動強制加入、全員参加の廃止についてどのような現状なのかということについて、教えてほしい。

(靈池保健体育スポーツ課長)

部活動は、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び化学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とある。

県教育委員会では、平成10年3月17日付け「中学校及び高等学校における運動部活動について」において、運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすることなど、適切な運動部活動の運営について各学校に通知している。

なお、設楽中学校について、設楽町教育委員会に確認したところ、強制加入はしていないとの回答を得た。

部活動の教育的意義を認め、学校の方針として、部活動にできるだけ全員が参加するよう指導している学校があることは承知しているが、このような学校においても、事情によって参加することができない場合には、教育的配慮に基づいて適切に指導されていると認識しているところである。

(廣委員)

2番目の請願項目に「学校から地域コミュニティへ」とあるが、学校から社会体育へ部活動を移行することだと思うが、運動部活動と社会体育との関わりというのが、愛知県でどのような方針が示されているのか聞かせていただきたい。

(靈池保健体育スポーツ課長)

運動部活動と地域との連携については、平成25年3月に策定された本県のスポーツ推進計画「いきいきあいちスポーツプラン」において、学校と地域のスポーツクラブや障害者スポーツ団体等との連携をさらに進め、授業、部活動等に地域のスポーツ指導者を積極的に活用し、多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるように努めることとしている。

また、少子化対策や社会体育との連携について、平成25年5月に文部科学省から出された「運動部活動での指導のガイドライン」においては、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目の実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれている。さらに、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のス

ーツ指導者（いわゆる外部指導者）、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組についても望まれているところである。

愛知県中小学校体育連盟の調査によると、愛知県内の中学校で指導している外部指導者の数は、平成18年度は1,109名であったが、今年度は1,376名と、10年間で267名、約1.24倍に増加している。

県教育委員会としては、今後も引き続き、運動部活動に地域のスポーツ指導者を積極的に活用するなど、運動部活動と社会体育との連携を進めてまいりたいと考えている。

（岩月委員）

3番目の請願項目について教えてほしいが、現在、愛知県では教員の多忙化解消プロジェクトチームが立ち上がっているところであるが、これまでに県教育委員会として部顧問の負担軽減にどのように取り組んでおられるのか、状況を聞かせていただきたい。

（靈池保健体育スポーツ課長）

部活動は、学年を越えた生徒同士が良好な人間関係を培い、目標に向かって生徒と教師と一緒に活動し、大切な触れ合いの場になっている。学校運営の上でも必要で、教育的意義の高い活動であるため、各学校においては先生方の希望や様々な事情に配慮し、また、複数顧問制を採用するなどの工夫をしながら、部活動顧問をお願いしているところである。

しかし、指導経験の浅い先生にとっては、運動部活動における技術指導等が負担となっている場合があることから、県としては、中学校及び県立学校等において運動部活動の指導をしている保健体育教員以外の指導経験の浅い教員を対象に、指導力の向上を目的として毎年、運動部活動指導者研修会を実施している。

また、中学校においては市町村が独自で外部指導者を配置している場合もあるが、県としても運動部活動指導の工夫・改善支援事業や県立高等学校部活動専門指導員配置事業において、中学校及び県立学校に外部指導者を配置することにより、先生方の負担軽減や部活動の充実に努めているところである。

（則竹委員）

請願項目4についてお聞かせいただきたい。「県としての共通の部活動練習時間規定」とあるが、現在、運動部活動の練習時間や休養日についてどのように規定されているのか、教えていただきたい。

（靈池保健体育スポーツ課長）

県教育委員会としては、学習指導要領の改訂に伴い、部活動が学校教育の一環として位置付けられたことを受けて、平成21年10月1日付で、教育事務所を通じて各学校に対して、「学校における運動部活動について」を通知した。その中で、「生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の健康管理のためにも、休養日や練習時間を適切に設定するなど、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮すること」としている。このことについて

は、毎年、体育担当者会や中小学校体育連盟会議等を通じて周知を図っているところである。

また、平成25年5月に文部科学省から出された「運動部活動での指導のガイドライン」においても、バランスのとれた活動への配慮が示されている。

今後も、これらの通知及びガイドラインを研修会等で活用し、運動部活動の適切な運営について引き続き指導してまいりたい。

なお、県内には、部活動に関する独自のガイドラインなどにより、練習時間や休養日を定めている市町村もあると承知している。

(佐藤委員)

課長の説明と重なるが、部活動への生徒児童の参加や部活動の運営については、今まで県教育委員会として、様々な通知や指導をしてきているのは承知している。これからも市町村教育委員会や各学校において、それぞれの実情に合わせて適切に実施できるようにしていただきたい。先ほども教員の多忙化解消プロジェクトチームにおいても部活動のことは注目されている。部活動も教育の中では重要な位置づけである。子どもたちの実情に合わせて適切に実施できるよう、県教育委員会として今後も引き続き指導していただきたい。

請願第5号 県立学校における産業医の巡回活動の改善等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

県立学校の衛生管理医はどのように選任され、どのような活動をしているのか教えていただきたい。

(山崎福利課長)

県立学校の衛生管理医は、愛知県教育委員会安全衛生管理規程に基づき、教職員50人未満の学校も含めた全校において、それぞれの学校の学校医の中から選任している。

活動内容については、校内の職場巡回や衛生委員会への出席、長時間労働となっている教職員やストレスチェックに基づく面接指導など、労働安全衛生法で定められている産業医としての職務を行っている。

(則竹委員)

今、学校医の中から産業医を選任していると言われたが、なぜ学校医の中から選任しているのか。

(山崎福利課長)

産業医の職務として、健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うこととされている。教職員の健康診断は学校保健安全法に基づき学校医が行っており、教職員や学校の実情に詳しいことから、学校医の中から選任しているところである。

(廣委員)

巡回回数など請願者が指摘しているが、その実態に対して、どのように考

えているのか。

(山崎福利課長)

衛生管理医は、実態として地域の開業医や勤務医であることが多く、診療等多忙な中、学校医としての業務に加え衛生管理医としての業務も実施しており、日程的に活動が困難な状況にある。また、今年度からはストレスチェック制度による面接指導も加わり、衛生管理医の役割が増加しているところである。

衛生管理医の職場巡視の状況は徐々に改善しているが、定期的に巡視ができるよう日程調整したり、効率的に校内を巡視できるような工夫が必要であると考えている。

(松本委員)

もう少し具体的に、衛生管理医の活動について、これまでどのような指導を行ってきたのか教えていただきたい。

(山崎福利課長)

事務局としては、これまで県立学校長会議や校長会理事会の場において、衛生管理医の活動の充実が図られるよう指導を行ってきた。

昨年度は、特に活動状況が悪い学校に対して、改善が図られるよう個別に指導を行ったところである。

また、毎年度実施している衛生管理者等研修会では、労働安全衛生に関する制度の趣旨や重要性について周知し、県立学校における衛生管理医の活動状況を報告するとともに、衛生管理医の活動状況の改善に向けた指導を行っているところである。

(松本委員)

衛生管理者等研修会で行っていることを簡単に説明していただいたが、もう少しその内容について説明していただきたい。

(山崎福利課長)

研修会の主な内容であるが、福利課担当者による安全衛生体制の状況や制度の趣旨などの説明、一般企業の産業医などによる最新の話題、情報などを中心とした講演を行うとともに、昨年度は、衛生委員会の活動がしっかりと行われている学校に事例発表を行っていただいた。

今年度は9月30日に開催し、衛生管理医の活動が充実している学校の取り組みを紹介するとともに、衛生管理医が健康診断で来校する折に合わせて職場巡視や衛生委員会の日程を設定する等、活動の活性化につながる工夫をしていただくよう指導した。

(岩月委員)

福利課においていろいろと指導していただいているようだが、請願書によると、指導しても改善されている学校とそうでない学校があると指摘がされている。請願者から指摘されている10校は、巡視をしていないという状況だが、今年度の状況はどうなっているのか。

(山崎福利課長)

請願者から指摘された10校について、今年度の状況を確認したところ、各校少なくとも8月末までに1回以上の職場巡視が行われている状況である。(佐藤委員)

今、国の方針でどのような職場でも労働衛生に関してレベルをあげるように言わわれている。学校現場においても状況確認することは、危険な状態を早期に発見し、事故等の未然防止にもつながるとしても重要なことであると思う。

衛生管理医の職場巡視が行われていない学校があるということは、安全衛生の確保という点で、体制や意識に問題はないのか。

(山崎福利課長)

学校現場においては、愛知県教育委員会安全衛生管理規程に基づき、衛生管理医の巡視以外に衛生管理者又は衛生推進者である養護教諭等が職場巡視により校内の状況を確認しており、教職員だけでなく生徒の安全衛生も確保されていると考えている。

しかし、衛生管理医の巡視は、医学の知識を持つ専門的立場から実施するものであり、やむを得ず巡視できない場合でも、衛生管理者等が実施した職場巡視の結果を衛生管理医に報告し意見をいただくなど、今後、指導してまいりたいと考えている。

(佐藤委員)

要望として、衛生管理医の活動状況は改善されつつあるようだが、学校現場における労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が仕事を充実させる職場環境を作る上で大変大切なことだ。

また、愛知県の教育現場全体で質の向上につながることだと思う。労働安全衛生というのは、職員が意識すれば職場というものはかなり変わる。7月に行われている怪我や交通事故を防ぐ意識を高める全国安全週間は、日本全体でレベルが高いが、10月1日から行われる全国労働衛生週間は、日本全国であまり言われていない。しかし、今、日本全体で問題になっているのは、ここでのレベルを上げることである。

それは、産業医に限らず各職場の管理者が労働衛生の意識を持てば、格段に職場の意識レベルが上がるるので、管理者もぜひ、意識を高めていただきたい。

請願第6号 愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

先ほどたくさん質問させていただき、回答をいただいた。その際、三河全域に周知をしっかりとしてくださいとお願いでしたが、もう一步踏み込んでどのように周知するのかを聞きたい。また、地元に対してどのように周知を図っていくのかを教えていただきたい。

(柴田高等学校教育課長)

一つ目の質問については、先ほどの報告事項で説明させていただいたことであるが、教育委員会会議終了後に記者発表し、県のホームページにも概要を公開する予定であり、広く周知をしていく。

地元に対してということであるが、新城市や北設楽郡の中学校教員や中学生とその保護者を対象に説明会を実施したり、統合校のパンフレットを作成し、ホームページにアップしたりするなど、内容を分かりやすく説明していく。

(佐藤委員)

先ほどの請願の中で、施設跡地を無償で新城市に譲渡してほしいという話があったが、これは可能なのか。

(山崎財務施設課長)

施設及び跡地を無償で新城市に譲渡できないかという請願であったが、廃校となった県立学校の土地や建物を処分する権限は、愛知県公有財産規則に基づき知事部局の総務部が財産管理部局であるため、教育委員会には処分に係る権限はない。また、無償という話であるが、過去の例から譲渡は原則有償である。

(佐藤委員)

今までの例で、廃校になった学校が、どのような手続きで仮に新城市が何かを作りたいという申出があった場合、教育委員会からどのように手が離れていくのか詳しく教えていただきたい。

(山崎財務施設課長)

これまでに廃校になった学校もあるが、その例によると、土地建物については、まず、教育委員会から県の各部局へその利活用の照会を行う。部局が使いたいということであれば、その部局に教育委員会から所管替えをし、当該部局で活用してもらう。

県の各部局に照会し、どこも使うところがないということであれば、地元市町村に利活用の照会を行う。その地元市町村が公共や公用で使いたいという要望があった場合は、そちらの方に利用していただくことになるが、処分については、先ほども申し上げたとおり知事部局で行うこととなる。

7 議案

な
し

8 協議題

な
し

9 その他

な
し

10 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、平松教育長が松本委員を教育長職務代理者に指名した。

11 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として松本委員を指名した。
- (2) 中澤結香氏から、部活動全員参加見直しについて、並びに今泉吉孝氏及び伊藤暢克氏から、愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 12名